

(お知らせ)

平成23年6月23日



環境政策局

担当 地球温暖化対策室
TEL 222-4555
環境総務課
TEL 222-3450

オール市役所で率先実行する節電対策について

平成23年6月10日に、関西電力(株)が、管内の家庭及び法人に対し、節電協力を要請されました。この要請は、電力使用のピークを迎える夏期に、電力需給がひっ迫し大規模停電に至る、という事態を避けるためには、電力需要を抑える必要があることから行われたものです。

市内最大の電力使用者である京都市では、これまでから「京都市役所CO₂削減アクションプラン」や環境マネジメントシステム「KYOMS」などに基づき、節電の取組を進めてきた結果、本市の消費電力量は減少傾向で推移していますが、大規模停電の危機を回避するためには、これまでの取組から一步踏み込んだ、節電対策が必要となります。

このため、下記のとおり、オール市役所で節電対策に率先実行して取り組みますので、お知らせします。

記

1 取組期間

7月1日(金)から9月30日(金)まで

(なお、節電の取組は、取組期間以前においても、順次実施します。)

2 取組対象施設

市役所本庁舎をはじめ、区役所・支所庁舎において取り組み、それ以外の施設においても、同様の取組を行い、指定管理者や外郭団体、独立行政法人などについても節電を依頼します。

ただし、市民の生命や健康の確保、安全・安心を担うなど、一律15%削減になじまない下記の施設等については対象外とします。

なお、対象外施設についても、実行可能な範囲内において、市役所の事務系部門の取組に準じて、自発的に取り組みます。

<対象外施設>

病院、障害者(児)施設、幼稚園、保育所、卸売市場、動物園、中央斎場、美術館、図書館等社会教育施設、情報処理施設など

3 取組目標

市役所本庁舎等の取組期間中の使用電力量を、昨年同期間の使用電力量と比べて15%の削減を目指します。

4 率先実行する節電対策

事務系部門

(1) 重点的な節電対策

| |
|---|
| ① 照明の間引き・執務室の終日一部消灯（原則として、全体の4分の1を消灯） |
| ② 定時退庁日における庁舎の18時30分以降原則消灯 （定時退庁日：毎週水曜日、16日、給料日） |
| ③ 庁舎の18時30分以降原則消灯（8月） |
| ④ 冷房の運転時間の短縮（始業時または終業時で、トータル1時間）、扇風機等の活用 |
| ⑤ 京都市役所版クールビズの推奨 |

(2) 既存の取組から一步踏み込んだ節電対策

| |
|---|
| ⑥ 効率的、効果的な会議の開催（定例会議の見直し、早い時間帯の会議開始、時間の短縮等） |
| ⑦ エレベータの運転台数の抑制、階段利用の促進 |
| ⑧ 自動ドアの自動開閉停止（自動ドア付近に通用口のある箇所は、自動ドアを締切り） |
| ⑨ 執務室の温度管理（28℃）の徹底 |
| ⑩ 冷蔵庫、電気ポット等の原則使用停止 |
| ⑪ OA機器の使用抑制（昼休み1時間のパソコン電源OFFなど） |
| ⑫ 離席時パソコン画面閉鎖の徹底、ピーク時間帯におけるバッテリー電源でのPC使用 |
| ⑬ 自動販売機の消灯要請（昼間の消灯、省エネ仕様の徹底） |
| ⑭ 省エネナビの導入によるオフィス消費電力の見える化 |
| ⑮ 夜間における看板の照明ダウン、緊急時以外の電光掲示板の停止 |
| ⑯ 職員の家庭における節電の取組徹底 |

(3) その他

取組に当たっては、オール市役所で節電対策に取り組むため、部署ごとに節電計画を策定し、その実情に応じた創意工夫による節電対策も併せて実行します。

事業系部門

(1) クリーンセンターの取組

電力使用の平日ピーク時間帯（9～20時）において、クリーンセンターでの発電による電力供給量を15%程度増加させる取組を実施する。

ア 発電量の向上

焼却量の調整や蒸気の節約により発電量を向上させるとともに、センター内の節電を実施する。

イ 昼間ピーク時間帯（13時～16時）の発電量の向上

昼間ピーク時間帯における焼却量の増加により発電量を向上させる。

(2) 上下水道事業の取組

平日ピーク時間帯（9～20時）における最大使用電力量について、電力の平準化・削減、管理棟の部分消灯等による節電を図ることにより、水道事業で5%、下水道事業で10%削減する。

(3) 地下鉄事業の取組

昼間ピーク時間帯（13時～16時）の使用電力量について、駅照明の減灯及び駅換気・冷房施設の停止により、15%削減する

ア 駅照明の減灯

駅コンコース階の蛍光灯を、終日約3分の1（約5,000本）消灯する。

イ 駅換気・冷房施設の停止

昼間ピーク時間帯（13時～16時）、駅換気・冷房施設を、1駅当たり1～2時間運転停止する。

5 取組内容の周知等

取組内容の周知を図るために、別紙の「DO YOU KYOTO?」ロゴマークを活用したポスターを作成し、各所属の執務室の入口などに掲示することで、来庁者に向けた周知を図り、庁内全体で節電の取組に対する意識を高めるとともに、関係団体等に対して本取組を周知し、協力を要請します。

また、家庭でできる節電の取組を紹介するため、夏の節電の豆知識を掲載したチラシ「節電で一举涼得！夏のエコライフ3ステップ」を作成し、6月末に配布する予定です。

事業所等や御家庭においてポスター、チラシを御活用いただける場合には、本市のホームページからダウンロードのうえ印刷することができます。

<地球温暖化対策室のホームページアドレス>

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-7-0-0-0.html>

<参考> 市役所本庁舎における節電効果試算

- ◎ 節電目標電力量（平成22年度使用量（7～9月）の15%相当量：約133,000kWh）
- ◎ 主な節電対策による効果（試算）

（単位：kWh）

| 対策項目 | 節電効果 |
|---|-----------------------|
| 照明の間引き・執務室の終日一部消灯（原則全体の4分の1） ① | 85,000（9.5%） |
| 8月及び定時退庁日における本庁舎の18時30分以降の原則消灯（定時退庁日：毎週水曜日，16日，給料日）②③ | 37,000（4.2%） |
| 8月及び定時退庁日における本庁舎の18時30分以降の原則消灯に伴うOA機器の停止（定時退庁日：毎週水曜日，16日，給料日）②③ | 4,000（0.4%） |
| 冷房の運転時間の短縮（始業時または終業時で，トータル1時間），扇風機等の活用 ④ | 17,000（1.9%） |
| エレベータの運転台数の抑制，階段利用の促進 ⑦ | 3,000（0.3%） |
| 冷蔵庫，電気ポット等の原則使用停止 ⑩ | 13,000（1.5%） |
| OA機器の使用抑制（昼休み1時間のパソコン，プリンター，コピー機電源OFF） ⑪ | 4,000（0.4%） |
| 離席時パソコン画面閉鎖の徹底 ⑫ | 1,000（0.1%） |
| 合 計 | 168,000(18.4%) |

※ 対策項目の丸数字は，4事務系部門の対策の番号

※ 節電効果欄の（ ）内は，前年度使用電力量に対する比率（節電目標15%に対する寄与度）